特集

# 税の申告がはじまります

正しい申告と納税を

所得税及び復興特別所得税などの国税に関することは豊橋税務署（0532-52-6201）、市・県民税に関することは市民税課（89-2129）へお問い合わせください。

## 申告が必要な方

次のいずれかに該当する方は、申告が必要です。

### 所得税及び復興特別所得税の確定申告

□主な収入が給与の方

①平成27年分の給与収入が、2千万円を超えた方

②給与を2カ所以上から受け、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超えた方

③給与を1カ所から受け、給与所得と退職所得以外の所得が、20万円を超えた方

□主な収入が年金の方

①平成27年分の公的年金等の収入金額が400万円を超えた方

②①には該当しないが、その他の所得が20万円を超えた方

③平成27年分の源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金など）を受給した方

□退職所得がある方

平成27年分の源泉徴収の対象とならない退職所得（外国企業から受け取った退職金など）がある方

□個人の事業・不動産所得者や土地・建物を売却した方など

平成27年分の各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方

□所得税及び復興特別所得税の還付

確定申告の必要がない方でも、次に該当する場合は、確定申告をすることにより、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

- 平成27年中に退職し、再就職していない場合
- 平成27年中に多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難の被害を受けた場合
- 住宅ローンなどを利用して、住宅を新築・購入・増改築などした場合

### 市・県民税の申告

□主な収入が給与の方

①年末調整がされている給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の方

②パートやアルバイトなどの給与収入がある方で、年末調整がされていない方（確定申告をする方を除く）

□主な収入が年金の方

確定申告をしなくてもよい方で、次のいずれかに該当する方

①各種控除を受ける方

②公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方

□収入がなかった方・非課税所得だけであった方

平成28年1月1日現在、豊川市に住所がある方で、税法上の扶養親族となっていない方（各種申請などに必要となる証明書の発行には申告が必要です）

なお、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で、所得がない方と、非課税所得だけで、所得金額が一定基準以下の方は、保険料の軽減や減免を受けることができますので、必ず申告をしてください。

□個人の事業・不動産所得者や土地・建物を売却した方など

確定申告をしなくてもよい方

### TOPICS ふるさと納税ワンストップ特例制度が開始

平成27年4月1日以降にふるさと納税を行った方で、次の全てに該当し、申告特例申請書を提出した方は、確定申告をしなくてもふるさと納税分の寄附金控除を受けられます。

①確定申告、または、市・県民税の申告を行う必要のない方

②ふるさと納税を行った自治体の数が5以下である方

※医療費控除など、ふるさと納税分の寄附金控除以外で確定申告、または市・県民税の申告を行う場合は、この制度の対象外となるため、寄附金控除も申告する必要があります。

# 申告の手続き

申告が必要な方は、該当する申告の種類ごとに手続きをしてください。

| | 所得税及び復興特別所得税の確定申告 | 市・県民税の申告 |
|---|---|---|
| 期間 | **2月16日～3月15日**<br>※土･日曜日を除く。ただし、2月21日･28日の日曜日は受付 | **2月9日～3月15日**<br>※土･日曜日、祝日を除く |
| 時間 | **9:00～17:00**<br>※申告書の作成に時間を要しますので、16:00までにお越しください | **9:00～12:00**<br>**13:00～16:00** |
| 会場 | **豊橋税務署**<br>※駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関を利用してください | **市内の申告会場**<br>※次ページを参照してください |
| 主な用意する物 | ①印鑑②申告書（申告会場にもあります）③給与所得者または公的年金等受給者は、源泉徴収票（コピーは不可）④事業所得や譲渡所得があった方は、収入や必要経費が分かるもの⑤各種控除を受ける方は、その確認ができるもの（証明書･領収書など）⑥還付申告の場合は、本人名義の預貯金通帳 | ①印鑑②申告書（申告会場にもあります）③給与所得者または公的年金等受給者は、源泉徴収票（コピーは不可）④各種控除を受ける方は、その確認ができるもの（証明書･領収書など） |
| 提出方法 | 直接、会場へ。e-Taxや郵送（豊橋税務署〒440-8504豊橋市大国町111豊橋地方合同庁舎）でも申告ができます | 直接、会場へ。郵送（豊川市役所市民税課〒442-8601諏訪1の1）でも申告ができます |

※給与所得、公的年金などの雑所得、医療費控除などの申告は、市･県民税申告会場でも相談や受付ができます
※事業所得（営業等、農業）、不動産所得、土地･建物･株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離課税選択の上場株式などの配当所得の申告、最初の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）や雑損控除の申告、株式などの譲渡損失に伴う繰越申告、過年分申告、準確定申告（亡くなった方の申告）、贈与税や消費税及び地方消費税の申告は、豊橋税務署で行ってください
※確定申告書は、国税庁ホームページで作成できます。なお、給与所得者や公的年金所得者向けの作成画面が新設されました
※確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないように注意してください

## 控除の確認をお忘れなく

控除には、主に次のようなものがあります。

□医療費控除

昨年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合に控除できます。控除を受ける場合は、医療費の領収書が必要になります

□社会保険料控除

平成27年中に納付した国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。納付額は、年金などの源泉徴収票や「年間納付済額のお知らせ」で確認してください。国民年金保険料は、日本年金機構から郵送される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を確認してください

□障害者控除

身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っている方は、控除を受けることができます。なお、手帳を持っていない方でも、要介護認定を受けている65歳以上で、障害や認知症により日常生活における自立度が一定の条件に該当する方は、市が発行する障害者控除対象者認定書の交付を受けることで、障害者控除を受けることができます

| 内　容 | 問合せ先 |
|---|---|
| 国民健康保険料 | 保険年金課　89-2118 |
| 介護保険料 | 介護高齢課　89-2173 |
| 後期高齢者医療保険料 | 保険年金課　89-2164 |
| 国民年金保険料 | 豊川年金事務所　89-4042 |
| 障害者控除対象者認定書 | 介護高齢課　89-2286 |
| 各種控除について | （確定申告）豊橋税務署　0532-52-6201<br>（市・県民税の申告）市民税課　89-2129 |

## ◉市・県民税の申告の受付期日と会場

| 期　日 | 会　場 | 小学校区など |
|---|---|---|
| 2月16日から3月15日まで ※土・日曜日を除く | 文化会館大会議室 | 市内全域（3月9日㈬・10日㈭は指定校区の受付） |
| 2月　9日㈫ | 桜ヶ丘ミュージアム | 東部、豊 |
| 2月10日㈬ | 桜ヶ丘ミュージアム | 桜木、三蔵子 |
| 2月18日㈭ | ふれあいセンター | 三蔵子、平尾 |
| 2月19日㈮ | ふれあいセンター | 千両、八南 |
| 2月22日㈪ | 音羽文化ホール | 御油、萩 |
| 2月23日㈫ | 音羽文化ホール | 長沢、赤坂 |
| 2月24日㈬ | 小坂井生涯学習会館 | 伊奈町（南山新田、佐脇原を除く） |
| 2月25日㈭ | 小坂井生涯学習会館 | 小坂井町、篠束町、宿町、平井町 |
| 2月26日㈮ | 小坂井生涯学習会館 | 伊奈町（南山新田、佐脇原）、美園 |
| 2月29日㈪ | 市役所31会議室（本庁舎3階） | 豊川、金屋 |

| 期　日 | 会　場 | 小学校区など |
|---|---|---|
| 3月　1日㈫ | 市役所31会議室（本庁舎3階） | 牛久保、天王 |
| 3月　2日㈬ | 一宮生涯学習会館 | 東部、豊、一宮南部 |
| 3月　3日㈭ | 一宮生涯学習会館 | 一宮東部 |
| 3月　4日㈮ | 一宮生涯学習会館 | 一宮西部 |
| 3月　8日㈫ | 西部地域福祉センター | 御油 |
| 3月　9日㈬ | 文化会館大会議室 | 中部 |
| 3月　9日㈬ | 西部地域福祉センター | 国府 |
| 3月10日㈭ | 文化会館大会議室 | 桜町、代田 |
| 3月10日㈭ | 御津生涯学習会館 | 御津北部、御津南部（浮野、大草、赤根） |
| 3月11日㈮ | 御津生涯学習会館 | 御津南部（上佐脇、下佐脇、新田、御馬、西方） |

※文化会館の2月16日～19日の受付は、大変混雑することが予想されます
※指定された会場で申告できない場合は、文化会館、または都合の良い会場で申告してください

## 税の相談

▶豊橋税務署（0532）52局6201番

### 国税に関する電話相談

時　間　8:30～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

### 税理士による無料税務相談

日　時　2月16日～3月2日（土・日曜日を除く）9:30～12:00、13:00～16:00（15:30までにお越しください）
会　場　文化会館大会議室
対　象　①事業所得、不動産所得、年金以外の雑所得のある方で、平成26年分の所得金額が300万円以下の方②給与所得のある方③公的年金等を受給している方
申　込　直接、会場へ
その他　譲渡所得、山林所得、相続税、贈与税の申告に関する相談の受付はしていません

### 年金受給者および住宅取得者への確定申告相談会

日　時　2月1日～15日（土・日曜日、祝日を除く）9:00～12:00、13:00～17:00（16:00までにお越しください）
会　場　豊橋税務署
対　象　①公的年金等を受給している方で、所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする方
②給与所得者で、住宅ローンなどを利用して、住宅を新築・購入・増改築などした方
費　用　無料
申　込　直接、会場へ